

平成26年12月

お客様各位

SMB C日興証券株式会社

「金額・株数指定取引説明書」の一部改定について

平素は「金額・株数指定取引」をご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、「金額・株数指定取引説明書」（以下「説明書」といいます。）を改定いたしました。つきましては「説明書」の改定内容について、添付の新旧対照表にて改定内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。

<主な変更点>

- ・ N I S A口座での取扱いにかかる留意事項の追記
- ・ 単元株振替停止期間の一部変更

「金額・株数指定取引説明書」の改定にかかる新旧対照表

(下線部分を追記または修正)

旧説明書記載箇所	旧	新
〔目次〕	(略)	※今回の改定に伴い、記載ページ番号を適宜変更
【1ページ】 はじめに	(略) ・金額・株数指定取引においては、 <u>相対取引を行う金融商品取引業者が当社に限られます。</u> 当社が本取引を終了した場合や、当社が倒産、または、金融商品取引業を廃業した場合には、本取引を継続できなくなるおそれがあります。 (略)	(略) ・金額・株数指定取引は、 <u>当社が取引の相手方となる相対取引です。</u> よって、相対取引を行う金融商品取引業者は当社に限られます。当社が本取引を終了した場合や、当社が倒産、または、金融商品取引業を廃業した場合には、本取引を継続できなくなるおそれがあります。 (略)
【3ページ】 第1章 金額・株数指定取引のご案内 1. 金額・株数指定取引の概要	(略) ※本説明書では、「数量」にかかる表現について、上場投資信託(ETF)も含め「株数」と表記する場合があります。また、「有価証券」にかかる表現について、受益証券も含め「株式」または「株券」と表記する場合があります。 (略)	(略) ※本説明書では、「数量」にかかる表現について、上場投資信託(ETF)等も含め「株数」と表記する場合があります。また、「有価証券」にかかる表現について、受益証券も含め「株式」と表記する場合があります。 (略)
【6ページ】 第1章 金額・株数指定取引のご案内 1. 金額・株数指定取引の概要 (4)「NISA口座」における活用法	金額・株数指定取引の金額指定注文は、1万円以上1千円単位で注文が可能なため、NISA(少額投資非課税制度)口座(2014年1月から開始、以下同じ)の年間非課税枠100万円を無駄なく利用したい場合に有効にご活用いただけます。 (略)	金額・株数指定取引の金額指定注文は、1万円以上1千円単位で注文が可能なため、NISA(少額投資非課税制度)口座の年間非課税枠100万円を無駄なく利用したい場合に有効にご活用いただけます。 (略)
【11ページ】 第2章 有価証券の取扱い 1. 金株口座における有価証券の取	(略) (新設)	(略) (5)「NISA口座」におけるロールオーバーの取扱い 「NISA口座」の非課税期間は最長5年となります。ただ、この非課税期間満了

旧説明書記載箇所	旧	新
扱い		<p><u>後も翌年以降の非課税枠に移し替えることにより、非課税期間が延長されることとなります。これをロールオーバーといいます。なお、1株（1口）未満の有価証券持分等についてはロールオーバーを行うことはできません。</u></p> <p><u>また、5年経過しなくてもロールオーバーは可能です（例えば、2014年購入分を2015年分の非課税枠に移し替え可能）。</u></p> <p><u>ロールオーバーをご希望の場合は、お取扱店を通じてお申込みください。</u></p> <p>(6)「NISA口座」における払出しの<u>扱い</u></p> <p><u>「NISA口座」で保有する有価証券持分等を「特定口座」もしくは「一般口座」へ払出すことが可能です。なお、払出す銘柄を指定いただけますが、当該銘柄の全数量が対象となります。一部数量を指定して払出すことや、「特定口座」と「一般口座」に分けて払出すことはできません。また、「特定口座」で保有する有価証券等を「一般口座」へ払出すことはできません。</u></p> <p><u>「NISA口座」からの払出しをご希望の場合は、お取扱店を通じてお申込みください。</u></p>
<p>【12ページ】 第2章 有価証券 の取扱い 3. 単元株振替</p>	<p>お客様の「金株口座」と「保護預り口座」間の振替は、お客様の意思に基づき最低売買単位の整数倍で「単元株振替」を行うことが可能です。お取扱店を通じて行う場合（2014年1月より開始、以下同じ）は一部制約がございます。</p> <p>(1) 単元株振替が可能な有価証券 (略)</p> <p>③ 信用取引や先物・オプション取引等の</p>	<p>お客様の「金株口座」と「保護預り口座」間の振替は、お客様の意思に基づき最低売買単位の整数倍で「単元株振替」を行うことが可能です。お取扱店を通じて行う場合は一部制約がございます。</p> <p>(1) 単元株振替が可能な有価証券 (略)</p> <p>③ 信用取引や先物・オプション取引、証</p>

旧説明書記載箇所	旧	新
	<p>担保(代用有価証券)として差入れられていないこと。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 単元株振替の方法</p> <p>(略)</p> <p>お取扱店を通じて行う場合は、「金株口座」から「保護預り口座」への「単元株振替」のみお受けいたしますので、「銘柄」、「口座区分」、「振替株数量」を指示していただきます。</p> <p>(略)</p> <p>(図表の項目『口座区分』の『備考』欄)異なる管理口座間での振替は、できません。「NISA口座」では、複数年分の非課税管理勘定にわたり取得した単元未満株式等が(それぞれを合算すると)単元株数に達する場合であっても、振替することはできません。</p> <p>(略)</p>	<p>券担保ローン等の担保として差入れられていないこと。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 単元株振替の方法</p> <p>(略)</p> <p>お取扱店を通じて行う場合は、「金株口座」から「保護預り口座」への「単元株振替」のみお受けいたしますので、「銘柄」、「口座区分」、「振替株数量」を指示していただきます。<u>なお、「NISA口座」において、同一銘柄を複数年の非課税管理勘定にて保有している場合は、年別の指示が可能です。</u></p> <p>(略)</p> <p>(図表の項目『口座区分』の『備考』欄)異なる管理口座間での振替は、できません。「NISA口座」では、複数年分の非課税管理勘定にわたり取得した単元未満株式等が(それぞれを合算すると)単元株数に達する場合であっても、振替することはできません。<u>よって、それぞれの年の非課税管理勘定ごとに振替ます。</u></p> <p>(略)</p>
<p>【18ページ】 第2章 有価証券の取扱い 6. 単元株振替停止期間</p>	<p>単元株振替については、「単元株振替停止期間」が設けられています。</p> <p><u>自動スイング機能を「ON」または「OFF」とする場合は、「単元株振替停止期間」が以下のように異なります。</u></p> <p>(1) 自動スイング機能を「ON」とした場合</p> <p><u>単元株振替の対象となる銘柄が「配当落ち」または「権利落ち」となる場合は、当該銘柄の権利付売買最終日(X)の3営業日前の日(X-3)の17時以降から権利付売買最終日の4営業日後にあたる効力発生日(X+4)の午前5時までの期間に</u></p>	<p>単元株振替については、「単元株振替停止期間」が設けられています。</p> <p>(削除)</p>

旧説明書記載箇所	旧	新
	<p><u>において振替を行うことはできません。</u></p> <p><u>(図表略)</u></p> <p><u>(2) 自動スイング機能を「OFF」とした場合</u></p> <p>単元株振替の対象となる銘柄が「配当落ち」または「権利落ち」となる場合は、当該銘柄の権利付売買最終日（X）の17時以降から権利付売買最終日の4営業日後にあたる効力発生日（X+4）の午前5時までの期間において振替を行うことはできません。</p> <p>(図表略)</p>	<p>単元株振替の対象となる銘柄が「配当落ち」または「権利落ち」となる場合は、当該銘柄の権利付売買最終日（X）の17時以降から権利付売買最終日の4営業日後にあたる効力発生日（X+4）の午前5時までの期間において振替を行うことはできません。</p> <p>(図表略)</p>
<p>【19ページ】</p> <p>第2章 有価証券の取扱い</p> <p>8. 権利処理</p> <p>(1) 権利処理にかかる取決め</p>	<p>(略)</p> <p>②「NISA口座」においてはそれぞれの年の非課税管理勘定ごとに権利処理を行います。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>②「NISA口座」においてはそれぞれの年の非課税管理勘定ごとに権利処理を行います。<u>当該権利処理の結果生じるそれぞれの年の10万分の1株（口）に満たない有価証券および1円未満の端数は切捨て、最新の年で調整いたします。</u></p> <p>(略)</p>
<p>【22ページ】</p> <p>第2章 有価証券の取扱い</p> <p>9. 取引対象銘柄からの除外にかかる処理について</p>	<p>(略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(略)</p> <p><u>(3)「NISA口座」における留意点</u></p> <p><u>「NISA口座」で保有する当該銘柄については、それぞれの年の非課税管理勘定ごとに上記(1)及び(2)の処理を行います。</u></p> <p><u>例えば、単元株が100株の銘柄において、2014年分を80.5株、2015年分を80.8株、合計161.3株保有していた場合。</u></p> <p><u>(1)の処理にて、2014年分を80株、2015年分を80株、「保護預り口座」へ振替えます。</u></p> <p><u>(2)の処理にて、2014年分を0.5株、2015年分を0.8株、買取ります。</u></p>
<p>【26ページ】</p>	<p>① インサイダー取引規制等の適用</p>	<p>① インサイダー取引規制等の適用</p>

旧説明書記載箇所	旧	新
<p>第3章 売買方法</p> <p>1. 売買発注にかかる取決め</p> <p>(4) その他注文に関する制限</p>	<p>金額・株数指定取引は、通常の有価証券の取引と同様に内部者取引規制（いわゆる「インサイダー取引規制」）など金融商品取引法第6章における「有価証券の取引等に関する規制」の対象となる取引です。会社関係者等が会社の重要事実を知ってその事実の公表前に、あるいは公開買付け関係者等が公開買付等の事実を知ってその公表前に当該会社の株券等を売買することはできません。</p> <p>また、公開買付者等は、公開買付期間に公開買付けによらない株券等の買付け（別途買付け）も金融商品取引法で禁止されております。</p> <p>(略)</p>	<p>金額・株数指定取引は、通常の有価証券の取引と同様に内部者取引規制（いわゆる「インサイダー取引規制」）など金融商品取引法第6章における「有価証券の取引等に関する規制」の対象となる取引です。会社関係者等が会社の重要事実を知ってその事実の公表前に、あるいは公開買付け関係者等が公開買付等の事実を知ってその公表前に当該会社の株式等を売買することはできません。</p> <p>また、公開買付者等は、公開買付期間に公開買付けによらない株式等の買付け（別途買付け）も金融商品取引法で禁止されております。</p> <p>(略)</p>
<p>【31ページ】</p> <p>第3章 売買方法</p> <p>3. 取引対象銘柄</p>	<p>東京証券取引所の市場第一部および市場第二部（市場第二部上場銘柄は、「貸借銘柄※」に限ります。）に上場する振替機関等に参加している銘柄、ETF（上場投信）、ETN（指標連動証券）、REIT（不動産投信）のうち、当社が選定する銘柄（以下「取引対象銘柄」といいます。）となります。</p> <p>なお、新規上場銘柄については、上場後最初の約定値段（初値）が成立した日の翌営業日より取扱います。</p> <p>ただし、当社の判断により、取引対象銘柄に制限を加える場合や取引対象銘柄から除外とする場合、また、新規に取引対象銘柄として追加する場合があります。</p> <p>(略)</p>	<p><u>取引対象銘柄は、東京証券取引所の市場第一部および市場第二部（市場第二部上場銘柄は、「貸借銘柄※」に限ります。）に上場する振替機関等に参加している銘柄です。ただし、外国株式はすべて対象外となります。また、当社の判断により個別に対象とする場合や除外とする場合、また取引に制限を加える場合があります。（以下「取引対象銘柄」といいます。）</u></p> <p>なお、新規上場銘柄については、上場後最初の約定値段（初値）が成立した日の翌営業日より取扱います。</p> <p>(略)</p>
<p>【53ページ】</p> <p>更新日</p>	<p>(平成25年12月)</p>	<p>(平成26年12月)</p>

以上